

議案第126号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

平成22年6月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

| 路線名 | 延長 m | 幅員 m | 起 点 | 終 点 | 重要な経過地 |
|-----------|---------|-------------------|------------------------|-----------------------|--------|
| A 第 2 号 線 | 704 80 | 5 30 | さいたま市桜区大字 昭和19番地先 | さいたま市桜区大字 昭和44番地先 | |
| A 第 3 号 線 | 663 40 | 5 30 | さいたま市桜区大字 昭和70番地先 | さいたま市桜区大字 昭和93番地先 | |
| A 第 4 号 線 | 662 00 | 5 30 | さいたま市桜区大字 昭和118番地先 | さいたま市桜区大字 昭和150番地先 | |
| A 第 7 号 線 | 278 30 | 5 30 | さいたま市桜区大字 昭和162番地先 | さいたま市桜区大字 昭和149番地先 | |
| A 第 8 号 線 | 11 30 | 3 30 | さいたま市桜区大字 昭和162番地先 | さいたま市桜区大字 昭和162番地先 | |
| A 第 9 号 線 | 29 60 | 6 00 | さいたま市桜区大字 昭和159番地先 | さいたま市桜区大字 昭和161番地先 | |
| A 第 10号 線 | 11 60 | 3 30 | さいたま市桜区大字 昭和155番地先 | さいたま市桜区大字 昭和155番地先 | |
| 40588号線 | 819 80 | 5 70 | さいたま市西区大字 昭和157番1地先 | さいたま市西区大字 昭和1番地先 | |
| 40591号線 | 501 80 | 5 70 | さいたま市西区大字 昭和142番地先 | さいたま市西区大字 昭和166番地先 | |
| 40592号線 | 855 40 | 5 70 | さいたま市西区大字 昭和91番地先 | さいたま市西区大字 昭和171番地先 | |
| 40593号線 | 893 80 | 5 70 | さいたま市西区大字 昭和37番地先 | さいたま市西区大字 昭和1番地先 | |
| 41473号線 | 99 00 | 3 70 ~ 4 30 | さいたま市西区大字 昭和166番地先 | さいたま市西区大字 昭和168番地先 | |

| 路線名 | 延長 m | 幅員 m | 起 点 | 終 点 | 重要な経過地 |
|--------------|---------|-------------------|---------------------------------|--------------------------------|--------|
| 4 1 4 7 4 号線 | 85 10 | 3 20 ~ 3 90 | さいたま市西区大字 昭和171番地先 | さいたま市西区大字 昭和174番地先 | |
| 第 6 5 7 号線 | 8 00 | 2 00 | さいたま市中央区大 戸三丁目251番地 先 | さいたま市中央区大 戸三丁目252番地 先 | |
| 2 0 9 4 0 号線 | 13 10 | 4 00 | さいたま市見沼区大 字蓮沼字丸山153 7番地先 | さいたま市見沼区大 字蓮沼字丸山153 5番地先 | |
| 4 0 3 3 6 号線 | 68 30 | 0 91 | さいたま市西区三橋 五丁目1472番1 地先 | さいたま市西区三橋 五丁目1473番地 先 | |
| 4 0 3 3 7 号線 | 27 80 | 0 91 | さいたま市西区三橋 五丁目1434番地 先 | さいたま市西区三橋 五丁目1433番地 先 | |
| 4 0 3 4 5 号線 | 21 00 | 1 82 | さいたま市西区三橋 五丁目1460番1 地先 | さいたま市西区三橋 五丁目1436番地 先 | |
| 5 0 8 8 号線 | 736 50 | 1 80 ~ 2 80 | さいたま市岩槻区大 字長宮字大境129 6番1地先 | さいたま市岩槻区大 字大口字飛耕地93 5番地先 | |